

議員派遣の件

令和7年12月10日

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 令和8年四万十町二十歳の集い

- (1) 目 的 : 四万十町二十歳の集い
- (2) 期 日 : 令和8年1月2日
- (3) 場 所 : 四万十町
- (4) 派遣議員 : 全議員

2 議会議員先進地視察研修

- (1) 目 的 : 先進地を訪問し、農業労働力確保のための産地間連携、人口減少対策、廃校活用、地元高校支援について視察研修をする
- (2) 期 日 : 令和8年1月21日～23日
- (3) 場 所 : 愛媛県八幡浜市・大分県豊後高田市、宇佐市、佐賀県佐賀市
- (4) 派遣議員 : 全議員